

令和 7 年 10 月 23 日招集

令和 7 年

第 7 回若桜町議会臨時会会議録

(令和 7 年 10 月 23 日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第94号 (専決第7号)	専決処分の承認について 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第6号）	原案承認

令和7年第7回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和7年10月23日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時15分			
応 招 議 員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	中 尾 理 明
	3番	梶 原 明	8番	山 本 安 雄
	4番		9番	川 上 守
	5番	小 林 誠	10番	
不応招議員				
出 席 議 員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	中 尾 理 明
	3番	梶 原 明	8番	山 本 安 雄
	4番		9番	川 上 守
	5番	小 林 誠	10番	
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	副 町 長	川戸 伸二
	政策統轄監	武田 謂	総務課長	山口由企夫
	税務課長	山本 賢一		

令和7年第7回臨時会

会議の顛末 本会議（10月23日）

議長（川上守）

皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達していますので、令和7年第7回若桜町議会臨時会を開会します。
これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、森田二郎議員、谷口貴議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。
(異議なし)

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

「諸般の報告」をします。
議員辞職について報告します。
山根政彦議員から議員辞職願が提出され、
地方自治法第126条の規定により、令和7年9月30日付けで辞職されました。

日程第4

議案第94号 専決処分の承認について、専決第7号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。
議案第94号 専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本議会に報告しご承認をお願いするものでございます。

議案第94号 専決第7号の令和7年度若桜町一般会計補正予算（第6号）について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に794万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億9,105万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に794万2千円を、歳出では、定額減税不足額給付として、賦課徴収費に794万3千円をそれぞれ追加いたしました。なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、1千円を減額しております。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。
暫時休憩します。

午前 9時18分 休憩
(全員協議室において詳細説明)
午前 9時26分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第94号 専決処分の承認について、専決第7号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

（追加日程1配付）

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
お諮りします。

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙及び鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙及び鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、選挙を行うことに決定しました。

議長（川上守）

次の案件は、私自身に関わりを持つことから、副議長において会議を進めていただきます。

暫時休憩します。

（副議長と交代し、議長は議席9番へ）

副議長（山本安雄）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。

令和7年9月19日に、山根政彦議員から議員辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、令和7年9月30日付けで辞職されたため、鳥取県東部広域行政管理組合議会議長より、欠員に伴う選挙の依頼がありました。

選挙いたします議員の数は、当組合規約第5条第2項により1人です。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことになりました。

お諮りします。

指名方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することと決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に川上守議員を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長が指名しました川上守議員を、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、川上守議員が鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に当選されました。

川上守議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

続いて、当選人川上守議員の発言を求めます。

議員（川上守）

鳥取県東部広域行政管理組合の発展のために頑張っていきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

副議長（山本安雄）

それでは議長に交代をします。

暫時休憩します。

（議長と交代し、副議長は議席8番へ）

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

9月19日に小林誠議員から鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出され、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議長より辞任の許可があり、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長より、選挙の依頼がありました。

選挙いたします議員の数は、当広域連合規約第8条により1人です。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にし

たいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことになりました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に山本安雄議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山本安雄議員を、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本安雄議員が、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

山本安雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

続いて、当選人山本安雄議員の発言を求めます。

議員（山本安雄）

しっかりと務めさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長（川上守）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第7回若桜町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前 9時35分 閉会